## 「木古内保険金殺人事件」

文

被告人を無期懲役に処する。 未決勾留日数中700日をその刑に算入する。

理由

# (犯罪事実)

、記事人は、A (当時34歳)を被保険者とする生命保険金等を取得するために、同人を殺害しようと企て、第1、B及びCと共謀の上、平成10年10月18日午後11時55分ころ、北

- 第1 B及びCと共謀の上、平成10年10月18日午後11時55分ころ、北海道千歳市 a 道路上において、前記Bが、同所を歩行中の前記Aに対し、時速約40キロメートルで走行中の普通貨物自動車を同人に衝突させて同人を跳ね飛ばしたが、同人に加療約10日間を要する前胸部打撲、右上腕・左腰部・右頭部・左下腿挫創、右顔面・背部挫傷の傷害を負わせたにとどまり、その目的を遂げなかった
- 第2 D, E及びFと共謀の上, 同年11月15日午前7時ころ, 北海道上磯郡 木古内町字b林道脇に駐車中の自動車内において, 前記Dらが, 前記Aに対 し, その頸部にワイヤーロープを巻き付けて強く締め付け, よって, そのこ ろ, 同所において, 同人を窒息により死亡させて殺害した ものである。

(事実認定に関する主要な争点に関する判断)

第1 判示第1の事実(殺人未遂)について

被告人は、共犯者B及びCと共謀して、Aを被保険者とする企業保険金を取得する目的で、同人を殺害しようとしたことは認めるものの、Aを被保険者とする生命保険金を取得する目的はなく、また、C及びBが報酬欲しさに積極的に本件犯行に荷担したものである旨弁解して、本件における関与の程度、態様等を争っている。

当裁判所は、本件において、被告人は、企業保険金だけではなく、個人保険金の取得も目的として、A殺害の具体的な方法を考え、犯行現場で殺害の指示を出すなど、終始主導的な役割を果たしたと認めるものであるが、その理由を補足して説明する(なお、以下の説示においては、公判廷における供述が証拠となる場合も、公判調書中の供述部分が証拠となる場合も、単に「〇〇の供述」と表記することとする。)。

1 争いのない事実

- 以下の事実は,関係証拠上明白であるか,被告人も自認しているものであ る。

(1) 被告人は、昭和51年ころから、洋服販売等を業とするcやdを経営する一方、同52年ころから、暴力団e組f会g組組員、同60年ころには、同g組h会会長となるなどして、暴力団員として活動していたところ、同63年9月、Bら配下の暴力団員らと共謀して敢行した強盗致傷事件で懲役9年の刑に処せられたことなどから、前記h会を解散して暴力団を脱退したが、その後も、前記f会会長など暴力団幹部との交際は続いていた。

被告人は、服役後の平成9年6月ころ、輸入雑貨類や中古自動車等の販売を業とする有限会社甲(同10年10月、株式会社に組織変更。以下「甲」という。)を設立し、札幌市豊平区に事務所を設け、「会長」を名乗って実質的に同社を経営していた。

乗って実質的に同社を経営していた。
(2) Bは、昭和61年5月ころ、前記dで稼働するようになるとともに、同年8月ころからは、前記h会組員となって被告人の配下として活動していたが、被告人らと敢行した前記強盗致傷事件により懲役6年の刑に処せられて服役し、そのころ前記h会を脱退した。その後、Bは、平成5年10月に仮出獄し、同8年夏ころから、自動車の美装等を業とするjを経営していたが、同9年9月ころ、被告人と再会し、同10年6月ころから、店舗を甲内に移転して営業するとともに、甲のガレージ長として稼働するようになった。

Cは、平成9年ころ、当時稼働していた中古車販売店kにおいて、客として来店した被告人と知り合い、同10年4月ころから、甲において稼働するようになった。

(3) Aは、平成3年11月ころから、北海道上磯郡木古内町の自宅におい

- て、スナックkや熱帯魚店 | を経営するとともに、同7年10月ころには、函館市内において熱帯魚店mを開業したが、事業資金等を捻出するため、被告人の甥で前記 | の常連客であったGなどを連帯保証人として、同年12月ころ、nから400万円の融資を受けたほか、同9年2月ころには、株式会社oから400万円、同年4月ころには、pから100万円の融資を受けるなどしたものの、経営不振等のため、月々の利息返済等も滞納するような状況で、同年10月ころには前記mの、翌11月ころには前記mの、それぞれ閉店のやむなきに至った。
- 記 I の、それぞれ閉店のやむなきに至った。 (4) この間、被告人は、同年9月ころ、実兄のHから、GがAの連帯保証人となったが、Aが借入れ先の。等への返済を滞納しているため、Gの勤務先にまで再三にわたって返済督促の電話がかかってくるような事態となり、Gが困惑しているなどとして善後策を相談された。そこで、被告人は、Hに対し、Gに返済督促がこないように。等とと会い、同人らから、東し、同年10月ころ、A方を訪れ、Aや妻のIらと会い、同人らから、今後一切Gに迷惑をかけない旨の念書を差し入れさせるとともに、。対しても、被告人がAの月々の返済の責任を持つことを条件にGに対する督促を中止することを承諾させた。
- (5) その後、被告人は、Aの o 等への債務弁済に関し、同年11月ころ、A に対し、その返済資金として、数百万円にも及ぶ現金を渡したほか、G を除くAの連帯保証人やその親戚等に対し、甲の商品を販売した旨装資金としてAに渡すなどする一方で、Aに前記自宅で甲の代理店を営ませ、その売上金で同人に対する貸金の回収を図ろうとした。しかし、被告人は、A が、案に相違して、被告人から渡された現金のうち、その一部を返済金に充てたのみで、残りを他に流用するなどした上、。等への返済も滞らせ、更には同人が支払うことになっていた、前記架空ローンに係る返済せずるを得ない状況に陥った。
- (6) ところで、Aは、同10年5月下旬ころ、自らを被保険者として、郵政省管理の全期間払込30年養老保険10口(死亡保険金1000万円、受取人I)及びqの生命保険(死亡保険金5000万円、受取人I)に加入した(以下、Iを受取人とする生命保険を「個人保険」という。)が、被告人は、同年9月1日付で、被保険者をA、受取人を甲とするqの企業保険である「無配当新・定期保険」(死亡保険金3000万円)に加入した(以下、甲を受取人とする生命保険を「企業保険」という。)。
- (7) 被告人は、同年6月ころ、甲の輸入雑貨部門と中古車販売部門を分けるなどして事業を拡大させたが、これに伴い、人件費や家賃等の経費が増加し、次第に資金繰りに苦しむようになった。
  - この間、Aに対する立替金等は、総額で1000万円を超えるようになったが、被告人は、同年10月初めころ、Cに対し、Aを殺害して同人にかけられた保険金で同人の債務や自分の立替金等を清算したいなどと話したほか、Bに対しても同様の話を持ちかけた。その後、被告人は、C及びBと個別に、Aの殺害方法等を打ち合わせた結果、Aを酔わせて盗難車でひき殺すという計画を立てた。なお、被告人は、Cに対しては、BがA殺害計画に加わっていることを伝えていなかった。
- (8) 被告人は、Aが同月16日から甲に研修のために来る機会を利用して、同人を殺害しようと考え、同月17日ころ、犯行に使用するための自動車の手配を、暴力団 e 組 f 会 r 組会長を介して同会組員のJに依頼するともに、同月18日、CとBに対し、Aを同日夜殺害する旨伝えた上、Cが札幌市豊平区内にあるスナックsでAに酒を飲ませること、GがAを自宅まで送り届けることを装って同人を車に乗せて支笏湖畔を通りも入りまで、その途中の適当な場所で車を止めること、BがAをひき殺すことなどの役割分担の下にA殺害を実行することとした。なお、被告とは、その際、Cに対しては、「ひき役はその途のプロがやる。」などとは、その際、Cに対しては、「ひき役はその途のプロがやる。」などとを伝えなかった。
- (9) 被告人は、同日夕方ころ、前記 J に、同人が用意してくれたトラックを t銀行 u 支店駐車場にエンジンキー付きで停車させておくよう依頼した 上、A を酩酊させるため、J と愛人であるK とともに、A を前記 s に連れ

て行き、2時間余の間にAにブランデー約1本を飲ませた。その後、Cは、Kと被告人をKの自宅に送り届け、いったん甲に戻って自分の自動車 (以下「ボルボ」という。) にAを乗車させ、支笏湖方面へ向かったが、 被告人も,Kの自動車(以下「アウディ」という。)を運転し,C運転の ボルボを追走した。この間、Bは、前記トラックを取りに行った後、被告 人の指示を待って待機していたが,被告人からCが支笏湖方面に向かった

との連絡を受け、トラックを運転して被告人と合流した。 (10) Bは、同日午後11時55分ころ、前記トラックを運転して支笏トンネルを通過し、判示犯行現場で、時速約40キロメートルの速度で走行して いる同トラック左前部をAに衝突させ、同人を跳ね飛ばしたが、同人に判 示のとおりの傷害を負わせたにとどまり、殺害の目的は遂げなかった。

C及びBの供述の概要等

Cは、本件犯行に関与するに至った経緯及び犯行前後の状況等について、

公判廷において、概ね、次のように供述している。すなわち、「平成10年4月ころから甲で働くようになったが、被告人が元暴力団員 で、日ごろから暴力団幹部とのつながりを誇示していたことから、被告人の 言うことに逆らえない状況にあった。同年10月初めころ,被告人と函館に 行った際の車中で、『Aは困ったものだ。借金ばかりして、甲で借金の立替 えが1000万円を超えていて、返済の目途も立たない。死んでもらって、 保険金でも出たら、それで払ってもらうしかないだろう。』などと、被告人からAを殺害する話を聞かされ、そのころから、『Aが死んだら保険金300万円入る。1000万円以上借金に使ったとしても、お金は残るんで、おまえに報酬として500万円やる。500万円あったら、おまえ、自分の借金を返したり、車の1台でも買えるだろう。十分だろう。』などを、はれたない。 を条件にA殺害に協力を求められるようになった。被告人の求めを断りたか ったが、面と向かって断ることができないので、その場その場で適当な返事をしながら、のらりくらりとかわしていたところ、被告人から、『Aに酒を 飲ませて泥酔させて、意識不明の状態にして路上に放置する。それをおまえ がどこかに運んで行って放置したら、おれがその道のプロに頼んで車を使っ てAをひき殺す。』などという、A殺害計画を示され、犯行に使用する自動車を用意するよう指示された。被告人には自動車を手配する旨返事したが、車を探さないでいたところ、被告人自身が自動車を手配し、『おまえはAを どこか人気のない所へ連れて行って、泥酔状態になったAを路上に放置して くれ。』と指示された。断りたかったが、ここまで事件の内容を知りながら 断れば、自分の親兄弟が被告人から嫌がらせを受けるのではないかと思い、 被告人の指示に従うことにした。ひき殺す具体的な場所については、初め被告人から、『中山峠はどうだい。』と話があったが、『車もたくさん走ってるんですぐ見つかりますよ。』と答えると、『支笏湖の奥の方にトラックとか長距離便が夜中とか近道で走る道があるんだけど知ってるか。』と聞かれ たので、『知っている。』と返事をした。同月18日昼ころ、被告人から 『今日やるぞ。今晩Aをべろべろに酔わす。おまえは、おまえの車にAを乗 せ、函館に行くふりをして現場に行けばいい。後からトラックがついて行く ので、あとはそいつに任すから。』などと指示された。同日夜、被告人とスナックでAにブランデーをボトル1本分ほどストレートで飲ませた上、自分が運転するボルボにAを乗せて札幌市内を出発した。その後、ボルボの後を 走行していた被告人と携帯電話で連絡をとりながら支笏湖方面に向かった が、支笏湖の峠近くまで走行したところでトラックが後ろからついて来てい ることが分かった。その後、いったん路肩にボルボを停車させたところ、追 い抜いて行った被告人から、携帯電話で『トンネルを越えた所に空き地があ るから、そこに車を止める。』との指示を受けたので、被告人の指示に従ってその空き地にボルボを止め、被告人に携帯電話で報告した。車を止めると Aがすぐに用便のために外に出たので、被告人に『結構元気ですよ。』なとと報告して電話を切った。その後、再び被告人からAの様子を聞かれたの。 『今はまだ外にいます。』『自分の足で歩いていますよ。』などと報告 していたところ、トラックが走ってきてAを跳ね飛ばした。Aが跳ね飛ばさ れる瞬間を見て悲鳴を上げたところ、携帯電話を通じて悲鳴を聞いた被告人 から、『おっ、今当たったのか。ちゃんと当たったか。どうだい。見て確認 して来い。』と言われたが、恐怖のためAのそばまで行って確認することが

できず、被告人にはAの死亡を確認したと嘘の報告をした。被告人に救急車を呼ぶと言ったところ、被告人から『ちょっと待て。30分くらい様子見 て、それから救急車を呼べ。』とか、警察等には『車を止めて仮眠をとって いる間にAが車から出て行ったので、何が起こったのかは分からないと説明 しろ。』などと指示された。(A殺害に失敗し)翌日、甲に出社し、被告人 と事故の状況を話した際、被告人から『本当にがっちり当たったのか。』 『Aをやるのはもうしばらく無理だな。おまえも今回のことはもう忘れておけ。』と言われた。ところが、同月26日深夜ころ、Bから『実はまた今回 Aをやれと言われた。酒を飲まして車に乗せて、小樽の港に一緒に飛び込んで、Aを車の中に閉じこめたまま、おまえだけ出て来いと言われた。』など と打ち明けられ,自分の知らないところでBが被告人からAを殺すよう指示 されていたことを知った上、同月29日ころ、被告人からAと一緒にBの仕 事を手伝うよう言われたことから、自分もこのままでは殺されるのではない かと危ぐし、札幌から逃げることを決めた。」などと供述している。 また、Bは、これらの点について、公判廷において、概ね、「平成10年6月ころ、甲のガレージで仕事をするようになったが、被告人とは、かつて暴力団組長と組員の関係にあったことから、次第に暴力団の親分子分のような関係になっていった。同年6月初めころ、田の今月宮において、神告人が な関係になっていった。同年9月初めころ、甲の会長室において、被告人か ら『Aには1000万円以上の金を貸している。Aが個人でかけている保険 の月々の保険料まで全ておれが出している。Aが死んでくれたら企業保険で 1500万円出るから、それでおれは回収できる。2000万円やるから、 Aを殺してくれないか。その2000万円は、Aが個人でかけている生命保険で、月々の保険料をおれが払っているから、おれに保険金をもらう権利が ある。おまえの分は,おれがかみさんに言ってもらってやるから,やってく れないか。』などと、2000万円の報酬と引換えにAを殺害するように依 頼されたが、『できません。』と言って断ったところ、『まあ、突然だから、そんな話聞いたってびっくりもするだろうし、おれだって人なんか殺 おれだって人なんか殺し たことないし、何も今日明日やるわけじゃないんだから、やり方なんかもい ろいろあるし, 考えなきゃならないし、少し時間やるから考えてくれ。』と 言われた。その際、被告人から、CにもA殺害の話をしたが、同人にも断られた旨聞かされた。2、3日後、被告人から、『どうだ、腹決まったか。おれはきっちり腹決めているぞ。』と言われ、『自分にはやっぱり無理で す。』と答えると、『もう少し時間やるからきっちり腹決めれ。』などと言 われた。10日ほど経過したころ、被告人から、『腹も決めてねえのか。何 のためにおればこの10日間一言もおまえに触れなかった理由分からないの か。何のためにおまえに時間やったんだ。きっちり腹決めれっていうことで 時間やったんだろう。おれがおまえの立場ならこの10日の間にもうAを殺 して終わりましたって報告してるころだ。それなのにおまえ、腹も決めてねえで何もやってねえじゃないか。ふざけるのもいい加減にすれよ。』と怒鳴 られた。その後、被告人から、Aに酒を飲ませて盗難車でひき殺すという方 法を提示され、盗難車を手配するよう言われたが、これを断ると、 配から何から何まで全部おれか,少しは協力すれや。』『車の手配はこっち でするから、おまえはひき殺す腹決めれ。』と言われた。その後、再び、被 告人から『Cも使って、Aを道路に寝かせ、CにAが起きあがれないように 足を押さえさせて、そこをおまえがトラックかなんかで頭を踏め。』などと 言われ,これを断ると,『おまえにも企業保険がかかっているんだぞ。そう いうことよく考えろ。おまえも女房子供がかわいいだろう。東京じゃ、中国 人に頼めば5万円も出せば何でもやってくれるらしいぞ。』などと脅され、 そのころから執拗にA殺害に荷担するよう求められるようになった。自分に はAを殺害する理由がなかったが、被告人が電話一本で現役の暴力団の人間 を自由自在に使えることなどから、被告人の要求を断れば自分が殺されると 思い、とても逃げられる状態ではなかったので、何らかの形でAを殺害する ことに荷担しなければならないと思うようになった。同月15日ころ,被告 人から『明日Aを呼ぶ』旨言われたので,甲の自動車の展示場で,Cに『明 日Aを呼ぶらしいぞ。トラックでひくらしいぞ。』などと話すと、 Cが『や ばいですね。』などと言ったが、長話ができない状況だったので、 それ以上 の話はしなかった。翌16日にAが札幌に来たが、午後6時ころ、 で、被告人から『今日はトラックの手配がつきそうだから、Aを今晩薄野に

連れて行って、手一杯飲ませて、Cの住んでいる甲の寮付近の道路で、泥酔状態になったAを車から降ろして、CがAを足の押さえて起き上がれないよ うにしたところを、おまえがひき殺せ。』などと指示された。被告人に『そ んなできないですよ。 C だって危ないじゃないですか。』 『はねて怪我をさ せる程度じゃ駄目ですか。』などと言うと、被告人から『Cも一緒にやっちゃえ。仮にCがけがで済んだとしても、トラックをBが運転していることはCには分からないんだから、心配するな。』『もう本人来てるんだから、後 戻りできないんだから、きっちり腹決めれ。』などと言われたが、結局、被告人が自動車を手配することができなかったことから、その日は計画を実行するには至らなかった。同月18日朝、被告人に会長室に呼ばれ、『今晩ト ラックの手配が間違いなくできるはずだから、今晩薄野にまたAを連れて行って例のごとく酔わせてひき殺すぞ。』と言われた。これまでに被告人から 『Cが腹くくったのは、自分の身が危ないと思ったからだ。』と言われてい このときにも『Cは今回の件が終わったら消えてもらう。』など と、Aを殺害した後にCも殺害することをほのめかしていたことかなどら、 被告人の指示に従わなければ自分が殺されると思い、仕方なくトラックでA をひき殺す役を引き受けることにした。同日午後6時ころ、被告人から、トラックを取りに行くよう言われ、『酔わせたAをCが木古内に送るというロ 実で支笏湖回りで木古内に帰す。その途中で小便か何かでCがAを車外に出 し、道路に放置したところをおれが指示するから、おまえがトラックでひき 殺せ。』などと指示された。同日午後10時過ぎころ、被告人の手配したト 転して支笏湖方面に向かい、同湖畔近辺で被告人やCの車に追いついた。そ の後、Aを乗せたC運転のボルボを追走していると、Cが車を止めたので、 いったんボルボを通り過ぎて支笏トンネルを通り抜けてから、トラックをユ ーターンさせて再び同トンネルを通過して戻り、被告人がアウディを止めた 駐車帯にトラックを止めた。すると、被告人から、『Cがトンネルを抜けた 先の左側にある空き地でAを車から降ろすので、そこでおまえがトラックで ひき殺せ。』などと指示された。その後、Cがボルボを発進させトンネルの方に入っていくと、被告人もCの車に続いてアウディを発進させトンネルの中に入っていったが、10分か15分くらい経過したころ、被告人が戻って きて, 『おれが指示するから、今行けと指示するから。』と言って、再び車 を発進させてトンネルの中に入っていった。そして,被告人から携帯電話で 『今Aが外に出てる,今行け、おれも見てるからな。』と指示されたので、 トラックを発進させたところ、トンネルを抜けると、被告人の指示した場所 にAやCがいることや、その場所から100メートル以上離れた所にアウデ イが止まっているのを確認し、その直後にAをトラックで跳ね飛ばした。Aを跳ね飛ばした後、トラックを乗り捨て、被告人運転のアウディで札幌に戻った。(A殺害に失敗し)翌19日、被告人から『おい、B、トラックで跳 こっちはもう1回 ねて死なねえちゅうことあるんだな。運がいいというか、 やらなきゃならないのにな。何日も何日も飲み代使わせやがってとことん迷 惑かけるやつだ。少し様子を見てから改めてやるぞ。そのときはCはもう使 わない。交通事故を装うのもまずいからほかの方法を考えないと駄目だ。』 などと言われた。同月25日ころ、被告人から、自分のやっているロシア人に車を売る仕事を手伝わせるという口実でAを札幌に呼び出し、小樽港で酔 わせたAを車ごと海に落とせなどと指示されたが、これ以上被告人の計画に 荷担したくないと思っていたことから、その場を取り繕ってAを小樽に連れ て行くことまではしたものの、同人を海に落とすことはしなかった。同月2 7日ころ、被告人に『自分には無理です。1度実際にAを跳ねてます。自分にはできません。』などと言うと、被告人から、『おれの計画つぶす気か。』などと怒鳴られ、『しばらくしてほとぼりが冷めたらまたやらないと ならない。』などと言われたことから、同年11月中旬ころ、被告人から逃げた。」などと供述している。

3 C及びBの各供述の信用性

一般的に、共犯事件においては、自らの罪責を軽くするため、他の共犯者に責任を転嫁する目的で、虚偽供述をするおそれがあることが指摘されているが、本件においては、C及びBは、公判廷での供述当時、いずれも1審判決の量刑等を不服として、控訴していたことをも勘案すると、その供述の信

用性は、慎重に検討されなければならない。しかし、両名の供述は、いずれも両名が被告人からA殺害を持ちかけられ、これに荷担することを決意するでの状況、ことにその際の被告人とのやりとりの内容、その間の心情、直の後被告人から具体的な殺害方法や殺害場所等を指示された状況、犯行後の状況等について、具体的詳細で直見していること、弁護人からの反対尋問に対しても全く揺らされて、真してらが、の反対尋問に対しても全くに連れてもと、供述内容に不自然、不合理な点がないの暴力団組長に連れて行ことが、犯行当日、Aを泥酔させるために同人を表スナッ合性出し、それで取り、犯行後、身の危険を感じて被告人の下から逃げ出し、それがおり、犯行後、身の危険を感じて被告人、A殺害に関し、それがおり、犯行後、身の危険を感じて被告人のよけられた殺害の理由や指示された殺害に関いる。)、A殺害に関し、それがるとがの事情に照らし、十分に信用できるというべきである。

弁護人は、BがAを跳ねたのは、被告人の具体所ではできる。に基づくものでは、一般に関係である。といるが、一般に関係であるが、一般に関係であるが、一般に関係であるが、一般に関係であるが、一般に関係であるが、一般に関係であるが、一般に関係であるが、一般に関係であるが、一般に関係であるが、一般に関係であるが、一般に関係であるが、一般に関係であるが、一般に関係であるが、一般に関係であるが、一般に関係であるが、一般に関係では、一般に関係を、一般に関係が、一般に関係の、一般に関係を、一般に関係を、一般に関係を、例外に関係を、例外に関係を、例外に関係を、例外に関係を、例外に関係を、例外に関係を、例外に関係を、

4 被告人の弁解の不合理性

これに対して、被告人は、公判廷で、概ね、「平成9年9月ころからAの 債務整理に着手し、同人に対し、甲の代理店を営ませたほか、借金の返済資 金を渡したり、自ら借金の立替払いをするなどの援助を行っていたが、Aは 金の無心をするだけでまじめに働こうとしなかった。平成10年10月3日 正ろ、函館に行き、Aと杯事を交わすまねごとなどをして、まじめに仕事を ころ、函館に行き、Aと科事を交わずまねことなどをして、まじめに仕事をすることを約束させたにもかかわらず、その2日後ころに同人から金を無心され、さらに、同月7日ころにAの仕事ぶりを確認しに行くと、同人の生活態度が全く改まっていないことが分かった。同月7日過ぎころ、Cに対し、『Aがあれだけの約束事をしても全然生活を改めない。関係者も困っている。』などと愚痴の延長で高ったところ、『それいいんじゃないですか。やりましょう。』『500円でらいもらえるんだったらおれも助かります。』などと言われたことから、いったんは話に熱が帯び、CとA殺害の方法を相談するなかったので、それ以上話は進まなかった。 局、適当な方法が思いつかなかったので、それ以上話は進まなかった。 ろが、同月10日ころ、Bに対し、会社の資金繰りでいかに苦労しているか 説明していた際に、Aを殺して保険金をねらおうかとまで考えているなどと 打ち明けると、Bから、『盗難車を使ってAをひき殺せばいい。』『自分に やらせてください。』などと言われたことから、1000万円の報酬でAの 殺害を依頼することにした。その後、Aを殺すことをしゅん巡していたとこ ろ、Cから、Aの研修態度がふまじめであるとの報告を受けたことから、同 月17日ころ、同人を殺害することを決心し、自分で犯行に使用する自動車を手配することにした。翌18日、CやBと、Aに酒を飲ませた後に美笛峠方面で実行する旨それぞれ打ち合わせ、その後、Cと一緒にAに酒を飲ませた上、同人を乗せたCのボルボを、自分の運転するアウディとBの運転する トラックが追走した。支笏湖畔を走行している際、Cから『Aが大便したいと言っている。』などと報告を受けたので、Cに適当な所で車を止めるよう 指示し、いったんCのボルボを追い抜き、それから、ユーターンして、 トンネルを戻った先にある駐車場に車を止めた。Cに電話すると、『全然元 気ですよ。今の状態じゃ全然駄目ですよ。』などと言われたことから、ほか

の場所に移ろうと考えた。そこで、車を発進させ、電話でCに『Aを少し休ませる。』などと言いながらCのボルボの前を通過したところ、その直後にBがAを跳ね飛ばした。」などと、C及びBがそれぞれ報酬目的からA殺害に積極的に荷担した、ことに、BはA殺害の具体的な方法を考え、被告人の指示に基づかず、自分の判断でAを跳ね飛ばした旨弁解する。

しかし、前記認定のとおり、被告人は、自ら犯行に使用するトラックを知り合いの暴力団組長に依頼して手配した上、犯行当日もAを泥酔させるため にスナックに連れて行くなどの段取りをしているのであって、こうした事実 自体本件犯行に対する被告人の積極的な関与をうかがわせるほか、 CやB が,殺人という重大犯罪に荷担することを約束しながら,被告人に対して何 ら報酬の一部前払等を要求していないのは、被告人の同人らに対する強い支 配関係を推認させるというべきであって、これらの点を勘案すると、被告人 の弁解はいささか不自然といわなければならない。また、被告人の弁解は、 ①KやCの公判供述によれば、被告人が、平成10年10月7日ころ、A殺害に使用しようとして、オレンジジュースの中に鎮痛剤等の薬物を砕いて混 入したものを函館に行く際に持って行ったことが認められるのに、被告人は これを否定していること、②Bの供述によると、被告人からA殺害を持ちか けられた際、個人保険として5000万円出ると聞いたことが認められる , (なお、関係証拠上、Bが、被告人以外の第三者からAにかけられた個人保 険のことを聞いたことをうかがわせる形跡はない。)のに、被告人は、Bに 個人保険の話をしたことはないなどと弁解していること、③本件犯行後、Aが入院先の病院を1日で退院した経緯について、関係証拠によれば、同病院ではAを更に1、2日入院させる意向であったことが認められるのに、被告 「病院の婦長らしき女性から、 人は. 『ここはホテルじゃない。酔っ払いな んか置いておけない。連れて帰りなさい。』などと言われた。翌日にも『こ れ以上の入院は認めない。』などと言われた。」などと弁解していることな ど、随所で客観的証拠や関係者の供述との整合性を欠いていることが指摘で きる。さらに,被告人は,CにA殺害の話を持ちかけたことについて,犯行 当時、自分がノイローゼ気味であったことを強調する場合には、「本来はCという人間はそこまでは私、信頼してないんですけれども、Cに相談するく らいだからよっぽど私おかしかったんだと思います。」と供述する一方、本 件が愚痴の延長から始まったことを強調する場合には、「Cはよく働いてく れたので、彼をナンバーツーと評価するほどに使っていた。愚痴をこぼすよ うな間柄だった。」と供述するなど、自己の都合に従い、平然と矛盾する弁 解をしている。

以上のとおり、被告人の弁解は、不自然で、客観的証拠等との整合性を欠き、自己の刑事責任を軽減しようとの目的からなされているとしか考えられない部分が各所に見られることなどに照らせば、CやBの供述に対比して遥かにその信用性は低いといわなければならず、これをそのまま信用することはできない。

5 まとめ

前記説示のとおり、信用性の高いC及びBの各供述によると、被告人が、Cらに対し、積極的に働き掛けて本件犯行に巻き込んだ上、具体的なA殺害方法等を発案して、これを両名に指示し、殺害の実行も、Bに指示して行わせたこと、すなわち、被告人は、本件犯行において終始主導的な役割を果たしたものと優に認められる。また、Iの公判供述によれば、被告人が、平成10年8月ころ、Iに対し、Aが死んで保険金が出たら、そこから立替を支払って欲しい旨申し渡していることが認められるほか、前記のとおり、被告人が、Bに対し、Aにかけた個人保険についても自分がもらう権利があると話していることをも併せ勘案すると、被告人がA殺害を企てたのは、同人を被保険者とする企業保険金だけではなく、個人保険金をも取得するためであったと認めるのが相当である。

6 ところで,検察官は,被告人は,悪化していた甲の資金繰りのためにA殺 害を企てたとした上,Aを個人保険に加入させたり,企業保険に加入した時 点では,すでに同人を殺害して生命保険金を取得することをもくろんでいた などと主張する。

しかし、前記認定のとおり、被告人が、平成10年6月ころから、事業拡大に伴う人件費等の経費が増加し、次第に資金繰りに苦しむようになったこ

第2 判示第2の事実(殺人)について

弁護人は、被告人は、共犯者D、同F及び同E(以下、D、F及びEの3人を指称する場合には、単に「Dら」という。)とA殺害を共謀したことはない旨主張し、被告人もDらにA殺害を依頼ないし指示したことはない旨弁護人の主張に沿う供述をしている。

被告人とDらとの共謀を示す主たる証拠は、Dの供述のみであるので、以下その信用性を中心に検討する。

1 争いのない事実

以下の事実は,関係証拠上明白であるか,被告人も自認しているものであ る。

(1) 被告人は、平成9年夏ころ、当時Dが実質的に経営していた石材販売店 v が入店するマンションに、甲が入店したことからDと知り合い、同10年6月ころ、同人を甲のガレージ部門の営業部長として雇用した。

(2) Dは、元暴力団w会w一家×組組員であったが、甲で稼働していた当時は暴力団を脱退していた。しかし、同人は、同年8月ころ、甲を退職し、その後、同11年6月ころから、稼業名yを名乗り、暴力団w会z組若頭y組組長として、再び暴力団組織に身を置くようになった。

Fは、平成2年ころ、Eは、平成10年4月ころ、それぞれDと知り合い、その後、Dを兄貴と呼ぶなどして慕うようになり、同人がy組組長となった同11年6月からは同組構成員として活動していた。F及びEは、いずれもDを介して被告人と面識を有していたが、個人的な付き合いはなかった。

(3) Dらは、平成10年11月7日ころ、Aの自宅を確認したり、函館付近の海岸沿いや港を見て回るなどの下見をした上、同月14日午後4時ころ、Aを殺害するため、Dの自動車で函館に向かった。Dらは、函館に向かう途中、公衆電話からAに電話して、午後11時ころに函館駅前で待ち合わせた上、函館市内にあるスナックで、同人にウイスキーを飲ませるなどした後、翌15日午前2時30分ころ、前記スナックから居酒屋に移り、同所において、Aが席を離れたすきにEがAのビールに睡眠薬を混入し、同人にそのビールを飲ませて酩酊状態にさせた。なお、Aとの飲酒の際、Fは「石橋」と名乗っていた。

その後、Dらは、同日午前4時30分ころ、前記居酒屋を出てから、Aを前記自動車に乗せた上、函館市内及びその周辺の港を見て回り、同日午前7時ころ、上磯郡木古内町字b林道に至り、同所において、ワイヤーロープをAの首に巻き付け、その両端をEとFが強く引っ張るなどしてAを窒息死させた。Aを殺害した後、Dらは、iに移動し、同所で、Aの遺体を車から降ろし、同人が身につけていたウエストポーチなどを取り外したり、同人のジャンパーにEの持参した睡眠薬を入れるなどした上、向かいの空き地にあったゴムマットを死体の上にかぶせた。

(5) 平成11年4月25日, iにおいて, 山菜を採りに来ていたLが人骨を発見し, 鑑定等の結果, その人骨がAのものであることが判明した。

## 2 D供述の概要

被告人と本件犯行を共謀した際の状況等に関するD供述の概要は以下のとおりである。すなわち、Dは、

「平成10年7月ころから、甲の営業部長として稼働していたが、被告人が 暴力団幹部との交際を誇示したり、従業員などに対し現役の暴力団と変わら ないような言動を取っていたことなどから、同年9月ころ同社を退職したも のの、その後も被告人から何度も甲の会長室に呼び出された。同年10月末 被告人から会長室に呼びつけられ、『殺してほしいやつがいる。ほか に殺してくれるやつを見付けてくれてもいいし、おまえがやってくれてもい い。礼をするんで頼む。その人間に金を貸していたり、立替払いをしたり、 保証人になっていたりで困っているんだ。殺せばそれをしなくていいし楽に なるし、家族の方に保険金も入ってそれをもらえる。殺してくれれば100 0万円の礼をする。交通事故か海へ落とすでも何でもいいんだが、 事故に見せかけて保険金が出るようにしてくれ。』などとAを殺害するよう 依頼された。最初のうちは『聞いてみます。』などとその場しのぎの返事を していたが、同年11月上旬ころには、被告人から『急いでいる。11月1 5日までに殺してくれ。おまえができなければペナルティーとして3000万円をもらうぞ。』などと強く迫られるようになった。以前甲の従業員の親などが被告人から金をとられたなどと聞いていたことや、被告人が求めれば 暴力団が動くかもしれないと思っていたことなどから、被告人の要求に応じ なければ、ペナルティー名目で知人や妻の父などが金員の支払を要求されるなどし、自分の生活がめちゃくちゃにされると危ぐした。そこで、翌日夕方ころ、札幌市豊平区内の書店駐車場にE及びFを呼び出し、『被告人から礼 金1000万円で保険金目当てで人を殺すよう頼まれた。おまえらやる か。』と話を持ちかけたところ、両名からは『兄貴がやるんならやりま す。』などと言われた。同月5日ころ、会長室で、被告人からどくろのネッ クレスをもらった後、A殺害の話になったことから、『やってくれる人間が近くにいない。札幌へ呼ぶには金がかかる。』などとでまかせを言ったとこ ろ、被告人から、実行者を呼び寄せる費用として現金50万円を目の前に置かれ、Aの名前や住所などを記したメモを渡された。その現金を帽子の中に 入れて会長室を出た後、一緒に来ていたFと札幌市豊平区内にある喫茶店に 行き、『被告人から経費として受け取ってきた。』と言って現金を見せ、そ の中からFとEの分として20万円を渡した。同月6日ころ、FやEと、 に酒を飲ませて酔わせて海に突き落とそうなどと殺害方法を話し合いなが ら、Aの経営するスナックを確認したり、函館市内及びその周辺において同 人を殺害するのに適した場所を探すなどの下見をした上、同月14日、Aを 殺害するため、自分の自動車に乗って札幌を出発した。函館に向かう途中、 Eに指示し、振興会の用事だと言って電話でAを呼び出し、同日午後11時 ころ、函館駅前でAと会った。Aに自己紹介する際、3人とも偽名を使い、 自分とFは、車の中で聞いたラジオのニュースか何かを参考にして、石橋か 鈴木と名乗った。それから翌15日午前4時過ぎころまでの間、函館市内の スナックや居酒屋で、Aに酒を飲ませたり、Eが準備してきた睡眠薬をビー ルに混入してAに飲ませるなどした。その後、Aを車に乗せ、同人を海に落とそうとして走行していたが、釣り人などが多く、適当な場所を見つけることができないでいるうちに夜が明け始めたため、ほかに事故死に見せかける 方法がないかと思案しながら、人目に付かない山の中に行くようEに指示し た。結局、事故死に見せかける適当な方法を思いつかなかったが、被告人に 生活をめちゃくちゃにされることだけは絶対に阻止したいとの思いから、 ナルティーを課せられない最低限の方法として、Aを行方不明にするという 形で同人を殺害し、被告人に対しては言い逃れようと思い、車のトランク内 で見付けたワイヤーロープをAの首に巻き付けて絞め殺した。その後、場所 を移動し、死体から携帯電話やポーチを取ったり、死体のポケットに睡眠薬を入れるなどしてから、Aの死体を川の近くのくぼ地に捨てて札幌へ戻っ た。札幌に戻る途中、被告人から2回電話がかかってきてAを殺害したか確 『今帯広にいるから正確なことは分からないがやったよう 認されたので、 だ。』『はっきりしたらまた電話します。』などと伝えた。札幌に戻った以 被告人から何度もA殺害の件を確認されたが、『実行した犯人たちは 1か月たたないと現れない。』などと、その都度作り話をして言い逃れてい

た。」などと供述している。

B D供述の信用性

D供述は、いわゆる共犯者の供述として、一般的に、自己の刑責の軽減を図るため、あるいは真実の犯人をかばうため、被告人に罪を着せる虚偽供述をするおそれがあるほか、本件においては、弁護人が指摘するように、Dが、被告人から事故死を装ってA殺害を依頼されたとしながら、絞殺ることなどの事情を考慮すると、その供述の信用性は一層慎重に検討されなけれるにならない。しかし、こうした観点からD供述の信用性を検討したとられての日本での供述当時、既に自己の刑事責任が確定し、ことらをA殺されたときの状況及びその際の心情等に関する供述内容が、具体的で詳細であるという事情のほか、以下の点を勘案すると、D供述は、十分信用できるというべきである。

(1) 殺人未遂事件との類似性等

(2) F等の供述に裏付けられていること

また、Eも、これらの点について、「平成10年10月末か11月初めころ、Dに呼ばれて自動車で札幌市豊平区内にある書店の駐車場に行ったところ、自分の車にFとDが乗り込み、Dから『被告人から人殺しを頼ま

以上のとおり、D供述の枢要部分は、Fらの供述によって裏付けられている。

(3) DにA殺害を企てる動機が存在しないこと

なお、弁護人は、あたかも本件にBが関与しているかのような主張をするが、単なる憶測の域を出るものではないから、到底これを採用することはできない。また、被告人は、「DがBと組んでAを殺し、その後自分をゆするなどして何とかお金にしようとしたのではないか。」などと弁解す

るが、Dは、当時、被告人がA殺害に失敗したことをCらから聞いて知っていたのであるから、被告人を恐喝するために、敢えてAを殺害する必要は全くないことに照らし、これを採用することはできない。

(4) 弁護人の指摘する D 供述の不合理性について

イ 弁護人は、D供述が不合理である理由として、①Dは、本件犯行に荷担した理由として、被告人からのペナルティーをおそれていたと供述しているが、他方で、D自身、それまで被告人からのペナルティーを危ぐすーを表していない上、犯行後も被告人からペナルティーを要求されていないことを自認している、②被告人から保険金が出るように事故死を装ってAを殺害してほしいと持ちかけられたとしながら、A殺害の方法等について、ワイヤーロープで絞殺するという、およそ事故死に見せかけるにはほど遠い方法によって殺害している上、その後、死体にゴムマットをかぶせ、無人の山中に放置する。

確かに、弁護人の指摘するとおり、Dは、本件犯行に荷担するに至った 「被告人の要求に応じなければ、被告人が、ペナルティー名 理由として、 目で妻の父や知人らに金員の支払を要求するなどして自分の生活がめちゃ くちゃにされると危ぐしていた」旨供述していながら、他方で、弁護人の 反対尋問に際しては、「本件犯行以前に、直接被告人からペナルティーと して金員の支払等を要求されたことはなかった。」「犯行後、被告人から ペナルティーを請求されたことはなかった。」などと供述している。しか C及びBの各供述によれば、被告人が金銭に汚く、いろいろな口実を もうけては、甲の従業員、あるいはその親族から金員を取り立てることが あったと認められるが、こうしたことを見聞きしていたDが、A殺害に関する被告人の依頼に応じなければ、被告人からペナルティーを求められる と考えたとしても,必ずしも不合理とはいえない。また,Dは,犯行後に 被告人からペナルティーを請求されなかったことなどについて、 がAを殺害したように装っていたので、被告人に対しては、相手がAを殺害したと言っているのであとは知らないと宣言していた」旨供述しているところ、このように、Dが被告人に対し終始第三者にAを殺害させた旨装っていたこと、現実にAが方方不明となっていたことなどの事情に照らせば、対象に表現した。 ば、被告人が、DがA殺害に失敗したとは断定できなかったために、Dに ペナルティーを請求しなかったと考えることも可能であるから、この点に 関するD供述が不合理であると断定することもできない。

次に、Dが、被告人から事故死に見せかけてA殺害を依頼されたとしな がら、Aを絞殺した上、その後身元が分からないようにしたり、死体が発見されないように隠蔽工作をしたことも弁護人が指摘するとおりで、この点でDらの行動に合理性を欠く面があることは否定できない。ところで、 これらの点について、Dは、「被告人から期限を切られ、11月15日ま でにAを殺害しなければ、3000万円のペナルティーを請求されると思 った。Aを事故死に見せかけて殺害することが困難になったとき、Aを行 方不明という形にして、あとは言い逃れようと思った。」「ワイヤーロー プで首を絞めれば跡が残るが,春まで死体が見つからないと思っていたの で,腐乱などして,あるいは動物に食べられたりして,首を絞めたことは 分からなくなると思った。」「死体がすぐに見つからないように、ゴムマットをかぶせ、せめて頭の部分だけでも隠そうと思ってかけた。」「睡眠 薬をAのポケットに入れたのは、睡眠薬を飲んで自殺したと判断されれば いいと思った。自殺でも保険金が支払われると思ったので、そうなれば、 少しは被告人に対する言い訳になると思った。」「死体の身元が判明しないようにしたのは、動揺していたし、ここより先に進んでも死体を捨てる ような場所はなくなることから、慌てていた。」などと供述している。 まず、Aを絞殺したことについては、Dらは、初めからAを絞殺しよう と企てていたのではなく、初めは同人を海に突き落として事故死に見せか けて殺害しようと考え,その機会をうかがったものの,釣り人等がいてで きなかったために、絞殺という方法で殺害したものであることが指摘でき これに加え,被告人から3000万円のペナルティーを請求される ことを恐れていたとのD供述を前提とすれば,事故に見せかけて殺害する とが不可能になったDが、酒の酔いも手伝い、取り敢えずAを殺害し、

行方不明という形にして言い逃れようと考えたとしても,必ずしも不合理とはいえないであろう。また,A殺害後,Dが死体の発見を遅らかに他をしたことについては,Dが,死体がすぐに発見されれば,少しに他と分かる方法でAを殺害するに至ったきる限り死体の発見を遅らせると間違われる可能性を残すように,できる限り死体の発見を遅らせるがの工作を施したものと評価することも可能であるから,この点でも必ずられて合理ということはできない。さらに,DがAの身元が判明しながよいとで動にといても、当時,Dが初めて人を殺したことで動にといても、そのような心理状況に照らした場合,保険が表してとは想像に難くなく,そのような心理状況に照らした場合,保険があるためには身元が容易に判明した方がよいとの考えに思い至らだとしても、不自然とまではいえない。

以上のとおり、弁護人の指摘する諸事情を考慮しても、なおD供述の信用性は揺るがないというべきである。

- 4 被告人の関与を疑わせるその他の事情
  - (1) 被告人にA殺害を企てる動機が存在すること 本件犯行当時、被告人にA殺害を企てる動機が存在したことは、前記説
  - 示(第2・3(1))のとおりである。 (2) 被告人が罪証隠滅行為を行っていること

人、ト係しくせなにい伊る示分しPう。のか任、会頼富さが人、ト係しくせなにい伊る示分しりた。だいとは、おいさいがあるよぞし、のが出れたがあるよぞし、のが出れたがあるよぞし、のが出れたがあるよぞし、のが出れたがあるがあるよぞし、のが出れたがあるよぞし、のがは、おいさいとに、大の人とし、し、一方のできるは、一方のでが、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでが、一方のでは、一方の

そして、これらの供述によると、被告人は、本件発覚後、本件をAとDの金銭トラブルによる殺人に装おうとしたことや、Dに対し、その弁護人を介し、供述を変えさせようと企てたことが優に認められるほか、Aの生命保険への加入も、被告人からの申し出ではないことを装おうとして関係者に口裏合わせをしようとしたことも認められる。被告人の行った罪証隠滅工作は、その程度、方法に照らしても、それ自体で、被告人がA殺害に関与していることを強く推認させるということができる。

5 まとめ

以上説示したとおり、D供述が十分に信用できることのほか、被告人にA殺害の動機が存すること、被告人が罪証隠滅行為を行っていることなど、被告人がA殺害に関与していることを疑わせる事実が存在していることに照ら

せば、被告人がDに対し、A殺害を指示ないし依頼したことを優に認めることができる。

### (累犯前科)

被告人は、昭和63年9月6日札幌地方裁判所で強盗致傷罪により懲役9年に 処せられ、平成9年5月8日その刑の執行を受け終わったものであって、この事 実は検察事務官作成の前科調書(乙8)によって認める。

#### (法令の適用)

被告人の第1の所為は刑法60条,203条,199条に,第2の所為は同法60条,199条にそれぞれ該当するところ,各所定刑中,第1の罪については有期懲役刑を,第2の罪については無期懲役刑を選択し,前記の前科があるので同法56条1項,57条により同法14条の制限内で第1の罪の刑に再犯の加重をし,以上は同法45条前段の併合罪であるが,1つの罪について無期懲役に処すべきときであるから,同法46条2項本文により他の刑を科さず,被告人を無期懲役に処し,同法21条を適用して未決勾留日数中700日をその刑に算入し,訴訟費用については,刑事訴訟法181条1項ただし書を適用して被告人に負担させないこととする。

# (量刑の事情)

本件は、被害者に多額の立替金債権を有していた被告人が、被害者を殺害して、その妻や被告人が営む会社を受取人とする保険金から前記立替金を回収することをもくろみ、会社の従業員であった共犯者Cや同Bをその計画に引き入れて、泥酔させた被害者をトラックで跳ね飛ばして、事故死に見せかけて殺害しようとしたが、これに失敗した(第1の犯行)ことから、さらに、元従業員の共犯者Dに対し、被害者を事故死を装って殺害するよう働きかけ、ついには共犯者D及び同人に心服する共犯者Fと同Eをして被害者を殺害させた(第2の犯行)という事案である。

初めに、本件が、保険金目的の殺人という、凶悪であるばかりでなく、金のためには他人の生命さえも省みない冷酷、非道な犯行であって、厳しい非難程であるとを指摘しなければならない。被告人は、被害者の債務を整理するようにでるの債務を立替払いするなどした結果、多額の出費を余儀なって一挙になるように収むるとして本件各犯行に及んだもので、その動機は甚だ短絡的、自己者の殺害して本件各犯行に及んだもので、その動機は甚だ短絡的、自己者の殺害して本件各犯行に及んだもので、おが1か月の間に2回であるが、出てたものであって、執拗で、強固な殺意に基づく悪質な犯行現場に連っと犯すであっては、被害者に多量の酒を飲ませて人気のない犯行現場に連っと犯すである。当時ではである。自己を選手を逃れ飛ばしたというもので、計画的で危険を計画に引き入れたというもが、第2の犯行にあっても、被告人は、共犯者 Dらを計画に巧妙かつ狡猾でまた、第2の犯行にあっても、被告人は、共犯者 Dらを計画に巧妙かつ狡猾である。

本件により、何物にも代え難い、被害者の貴重な生命を奪ったもので、結果の 重大性はいうまでもない。被害者は、突如として、信頼していた被告人らの凶行 により非業の死を遂げたもので、その無念さは察するに余りある。遺族らに対す る慰謝の措置も全く講じられておらず、遺族らは被告人の厳重処罰を望んでい る。

被告人は、判示のとおり、被害者を殺害して保険金を手に入れる計画を企図するや、それに協力するよう執拗に共犯者に働きかけ、これに荷担することを渋る共犯者らに対し、暴力団とのつながり等を背景に、共犯者自身や家族に危害を加える旨ほのめかすなどして強く迫った挙げ句、共犯者らを自分の計画に引きずり込み、ついには、共犯者らに本件各犯行を実行させたものであって、被告人が本件各犯行の首謀者として主導的立場にあったことは明らかであり、共犯者を本件各犯行に巻き込んだ責任も重いというべきである。

それにもかかわらず、被告人は、犯行後、自らの犯行であることの発覚を免れるため、愛人らに虚偽供述をするよう働きかけるなどして罪証隠滅工作に及び、公判廷においても、自らの責任を認めて反省の態度を示すどころか、第2の犯行では共犯者との共謀を否認し、第1の犯行にあっても、犯行自体は認めるものの、共犯者らが報酬目当てに先走って実行したかのような不合理な弁解を繰り返すなどして、共犯者らに責任を転嫁しようとするなど、責任逃れの態度に終始している。

さらに、被告人は、これまで多数の前科を有し、前刑では強盗致傷罪により9年もの長期にわたる服役をして、その間十分反省する機会を与えられながら、出所後わずか1年半足らずで保険金目的殺人という凶悪犯罪に及ぶなど遵法精神の欠如も甚だしいといわざるを得ない。

こうした事情に加え、近時、保険金目当ての殺人事犯が増加し、社会的にもこの種事犯に対して厳しい対応が求められていることをも併せ勘案すれば、被告人の刑事責任は誠に重大であるといわなければならない。

したがって、被告人が被害者の経済的な窮状を救うべく、これまで多額の援助をしてきたものであること、被告人には養育すべき妻と2人の子供がいること、妻が公判廷で被告人を監督する旨述べていること、被告人がこれまでボランティア活動に励んできたこと、被告人が奉仕活動を行っていた知的障害者施設や親族などから嘆願書が提出されていることなど、被告人に有利な事情も存するが、その刑事責任の重大性に照らせば、被告人に対しては、主文掲記の刑に処してその罪を償わせるのが相当と判断した。

よって、主文のとおり判決する。

(検察官森脇尚史, 国選弁護人薄木宏一〈主任〉, 同中山博之各出席) (求刑 無期懲役)

平成14年10月21日 札幌地方裁判所刑事第1部

裁判長裁判官	/]\	池	勝	雅
裁判官	中	山	大	行
裁判官	河	畑		勇